

《事実婚の夫婦の方の申請について》

事実婚の夫婦の方が申請する場合は、以下の事項を確認ください。

年度内最初の申請時に、夫婦それぞれの「戸籍謄本」、「住民票」、「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要です（毎年度）。

「住民票」が同一世帯の場合（同一住所に登録があり、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」、「同居人」等の記載がある場合）、1枚の住民票にそれぞれの名前が記載されます。

「住民票」が同一世帯でない場合（同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」として登録されている、もしくは別々の住所に登録している場合）、夫婦それぞれの住民票が必要です。

「住民票」が同一世帯でない場合は、同一世帯でない理由を「事実婚関係に関する申立書」に記載していただきます。

重婚でないことおよび治療の結果、出生した子について認知を行う意向がある場合に助成対象となります。（治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを「事実婚関係に関する申立書」により確認いたします。）